

資料1—3

愛西市危険空き家除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内にある倒壊又は建築材等の飛散の恐れのある危険な空き家の除却を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、危険な空き家の除却を促進し、もって地域住民の生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現を図ることを目的とする。

(補助対象空き家)

第2条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する1年以上使用されていない空き家であって、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。
- (2) 木造であること。
- (3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅に該当すること。
- (4) 個人が所有する空き家であること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空き家の除却について同意している場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者であること。ただし、空き家が共有である場合は、当該空き家の除却について共有者全員の同意があること。

資料1—3

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 市県民税及び固定資産税を滞納していないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 補助対象空き家を除却する工事であること。ただし、補助対象空き家が所在する敷地に、建築物、工作物及び草木が存するときは、市長がやむを得ないと認めるものを除き、これらすべてを除却するものに限る。

(2) 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別除却、再資源化等を実施する工事であること。

(3) 第11条に規定する交付の決定後に着手する工事であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が除却工事の請負業者に支払った補助対象事業に係る経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（不良住宅の判定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付申請をする前に空き家不良住宅判定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 空き家の位置図

(2) 空き家の外観写真

(3) その他市長が必要と認める書類

資料1—3

(不良住宅の判定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容の審査及び現地調査を行い、当該空き家が第2条第3号に定める不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定による判定をしたときは、空き家不良住宅判定結果通知書(様式第2号)により、第7条の申請をした補助対象者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第10条 前条の規定による不良住宅に該当する旨の通知があった補助対象者は、危険空き家除却費補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第4号)
- (2) 空き家の使用状況報告書(様式第5号)
- (3) 不良住宅の登記事項証明書の写し又は所有者を確認できる書類
- (4) 除却工事の見積書(施工業者の記名及び押印のあるものに限る。)
- (5) 共有者及び権利者の同意書(必要な場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、危険空き家除却費補助金交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、危険空き家除

資料1—3

却費補助金変更交付申請書（様式第7号）に変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、
相当と認めたときは、危険空き家除却費補助金変更交付決定通知書（様式
第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（工事の中止）

第13条 交付決定者は、除却工事を中止しようとするときは、危険空き家
除却工事中止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第14条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、その完了の日から起
算して30日を経過した日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日まで
に、危険空き家除却費補助金完了報告書（様式第10号）に次に掲げる書
類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の契約書の写し又は請書の写し
- (2) 除却工事代金の領収書の写し
- (3) 除却工事完了後の全景写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による完了報告を受理したときは、その内容
を審査し、相当と認めたときは、危険空き家除却費補助金額確定通知書
（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、危険空き家除却費
補助金支払請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、補助金を交付するものとし
る。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

資料1—3

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (3) 第14条に規定する期日までに完了報告書が提出されなかったとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。
- (その他)

第18条 この告示に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。